

我が国のスポーツに関する財政政策(1)

中山正吉*

Masayoshi NAKAYAMA

Financial policy on Sport in Japan, (1).

序

今日、政治は社会の諸価値の実現のために、あるいはスポーツの機能的意義のために、何らかの形でスポーツに関与するようになってきている。ある意味では、ナチス国家にみられたような、赤裸々な力による政治のスポーツに対する支配は背後に押しやられ、政治とスポーツの協同が積極的に推し進められていると言える。つまり、今日では政治は物理的強制によってスポーツを統制するのではなく、援助、共感または支持によってスポーツに影響を及ぼしていることが窺われるのである。しかし、スポーツと政治に関する研究をみると、それはその数や内容において乏しい限りである。このようなことから「スポーツと政治」に関する研究を提起するに至ったわけであるが、スポーツに及ぼす政治の影響の多大さに比べ、政治に及ぼすスポーツの影響は2次的なものでしかなく、また、前述したように、今日では政治は支持や援助によってスポーツに影響を及ぼすことが多いように思われる。そのため、スポーツに及ぼす政治の影響を、スポーツに及ぼす財政政策の影響の側面から考察することとし、その一環として戦後の我が国のスポーツに関する財政政策について分析することにしたわけである。

スポーツに及ぼす財政政策の影響を分析するための枠組についてはこれまでの研究⁽¹⁾において明らかにしているが、ここでそれについて簡単に述べておきたい。

研究における分析の有用性という意義からスポーツ並びに政治を組織、シンボル、テクノロジー、教育の諸局面をもつ制度としてとらえ、制度は組織によって統制されていることから制度としてのスポーツと政治の間のフォーマルで直接的な影響はスポーツに関する政策を媒介とした組織間の相互作用においてみられると考えた。

スポーツと政治の組織間には、かかる相互作用がみら

れるが、既に述べたように、本研究ではそれをスポーツに及ぼす財政政策の影響の側面から考察するものである。それは、財政は政策目標達成のための経済的基礎をなすものであり、政策目標の達成にみあう財政政策が立てられなければ、政策目標達成のための種々のプログラムを実行に移すことは不可能であるからである。

財政政策についてみると、それは原則的には法の制定においてみられるが、その法の範囲内ではあっても、従来の予算配分とは異なる予算配分、あるいは新たな予算の配分がみられる場合には、それを財政政策に関連するものとしてとらえる必要があると考える。また、予算は、法の範囲に限定されながらも、政策目標達成のために具体的目標が定立され、その手段が定式化されるに伴い、計上され、決定される。そうして決定された予算は政策目標達成に至るまでの間に消費される。すなわち、スポーツに関する財政政策は主として行財政過程を通してスポーツに影響を及ぼすのである。

従って、スポーツに関する財政についての法の制定ないしはそれに関する予算の編成にみられる変化をとらえ、さらに行財政を分析することによって、財政政策のスポーツに及ぼす影響を考察できると考えたのである。

以上が分析の枠組の概略であるが、そのような枠組によって導き出される仮説は次の通りである。

(1)スポーツと政治の組織間には、スポーツに関する財政政策を媒介とした相互作用がみられる。

(2)政治はスポーツのシンボルに関連して財政政策を通してスポーツの組織自体あるいはテクノロジー、教育の局面を支持、援助していると言える。

また、我が国のスポーツに関する財政政策を考察するにあたっては次のような具体的な問題に焦点があてられる。

①我が国ではオリンピック大会東京招致及びその開催に関連してスポーツの振興に関する財政政策が立てられ

* 島根大学教育学部体育研究室

るようになった。

②それにはスポーツの組織、中でも、体協とスポーツ議員連盟並びに文部省との間で相互作用が行われ、それが大きな原動力となった。

③オリンピック大会東京開催の決定はスポーツ振興法の成立を促すとともに、東京オリンピックに関する財政政策は我が国選手の競技力の向上、競技施設の整備、組織の強化等を促進することになった。

④スポーツ振興法にみられる趣旨は、コミュニティ・スポーツ振興政策の台頭をまって、かなり生かされるようになるが、他方ではそれに関していくつかの問題もみられる。

これらの問題について考察するために、戦後の我が国のスポーツに関する財政政策の変遷を踏まえ、1.社会教育法の制定とその一部改正、2.スポーツ振興法の制定、3.東京オリンピック大会の開催、4.コミュニティ・スポーツの振興を中心に我が国のスポーツに関する財政政策を分析し、上記の問題を追求していくことにしたわけであるが、今回は紙数等の事情により 1.社会教育法の制定とその一部改正、及び 2.スポーツ振興法の制定を中心に考察することにする。

3.東京オリンピックの開催、4.コミュニティ・スポーツの振興については後日改めて筆を執りたい。

1. 社会教育法

終戦直後の我が国におけるスポーツ政策は占領軍の民主化政策に基づいた体育政策の一環として打ち出されていたのであり、地方における体育の振興に力が注がれていた。その後1949年には、社会教育法が制定され、スポーツ政策は社会教育政策の一環として展開されるとともに、1945年以来交付されていた日本体育協会への補助金は差し止められるようになった。しかし、国際競技会選手派遣費について、政府は選手個人に対して援助し、また国民体育大会に対する補助を本来の主催者である体協に対してなし得ないので、開催府県を対象として補助を行う形をとったのである。

この時期のスポーツに関する財政は国際競技会選手派遣補助費、国体開催補助費が主なものであったが、この後、オリンピック大会東京招致、第3回アシア競技大会日本開催に関連してスポーツの振興に関する財政政策が打ち出されはじめ、1957年には社会教育法第十三条に付則が設けられ、再び体協に補助金が交付されるとともに、翌年には体育局が復活し、スポーツに関する施設の整備に対して補助金が交付されるようになるのである。

以下では、社会教育法の成立、及びその一部改正と体

育局の復活を中心に論じていきたい。

(1) 社会教育法の成立

終戦直後のスポーツに関する財政は、戦争による荒廃のため、わずかな額でしかなかったが、体協の運営、体育指導員設置、国民体育大会開催等に対して補助金が交付されていた。その後、1949年に社会教育法が制定され、スポーツに関する政策は社会教育政策の一環として打ち出されるようになり、スポーツ関係団体への補助金交付は禁止された。しかし、我が国の国際復帰に対する強い熱望もあって国際競技会選手派遣及び開催補助費等については継続して交付された。他方、地方レベルのスポーツの振興については積極的な措置がとられることはほとんどなかったのである。

① 終戦直後

終戦と同時にそれまでの行政機構は改変され、占領軍の民主化政策に則り、新しい行政機構が整えられはじめた。体育関係では、1945年9月、学徒動員局が廃局されるに伴い、体育局が復活し、体育課、勤労課、保健課の3課が置かれることになった。さらに、翌年2月には、それまで厚生省所管であった社会体育行政は文部省に移管され、社会人の体育並びにスポーツに関する問題は体育局に新設された振興課の所管するところとなった。

この時期のスポーツに関する政策は、スポーツにみられた戦時中の統制の枠を取り除くとともに、一切の軍事情を一掃することになり、さらに、C. I. E.との連絡、調整に基づきながら、敗戦の混乱した世相の中に健全なスポーツに関する活動を普及、奨励して新しい文化国家建設に寄与することであった。

スポーツ、特に競技会は1942年頃からほとんど休止の状態にあったが、終戦は抑圧されていた人々のスポーツに関する活動への欲求をその桎梏から解放した⁽²⁾。早くも、終戦のわずか1ヶ月後には、関西ラグビー・クラブと三高チームの間でラグビーの試合が行われるなど、スポーツはめざましく復興していくのであるが、このめざましいスポーツの復興が1946年の第1回国民体育大会の開催に集約されるのである。国体開催については、体協内部からスポーツを国民的なものにしていかなければならないとの発想が生まれたことが原動力になったとされているが、元来、体協内には戦前に執り行われた明治神宮大会への強い郷愁があり、それが戦後の国体を発足させる源になったとも言われている⁽³⁾。

ともあれ、国体は、民主化の促進並びに国民健全慰楽の振興の主旨の下に、体協主催、文部省後援で開催され

されることになり、文部省はその旨を地方長官に通知した⁽⁴⁾。1946年度の文部省の体育振興費はわずか8万円ではなかったが、同年度の臨時補助金において国体開催費補助金40万円を支出し、国体開催を援助した。かくして京都地区を中心にして開催された国体には約5千人の人々が参加し、国体は国民の間に新日本建設に対する力強い希望を投げかけたものとして高く評価されたのである。

また、その他、同年8月には文部省は各都道府県知事に対して「社会体育実施に関する件」の通知を出し、組織の強化、指導者の養成、実施種目、用具の供給等について指導、助言を与えるとともに、11月には「体育指導員設置に関する件」を通知し、体育指導員設置に対し臨時補助金12万円を支出した。

1947年度以降の社会体育に関する財政はあまり明らかにされてはいないが、1947年度についてみると、社会体育費は1,373,006.34円であり、前年度の約2.3倍となっている。なお、体協の活動に対しても援助が与えられており、1945年から1949年までの体協に対する補助金額は表1の通りである⁽⁵⁾。()内の数字は体協の総収入額に対する補助金額の割合を示している。

表1 日本体育協会補助金 (1945~1949年度)

1945年度	495,000円 (約91.8%)
1946年度	275,000円 (約23.5%)
1947年度	317,500円 (約22.7%)
1948年度	500,000円 (約12.7%)
1949年度	4,500,000円 (約48.2%) [※]

※1949年度の補助金の大幅な増額は国体開催費補助金をすべて体協に交付するようになったことによるものと思われる。

これまで述べてきたように、終戦と同時にスポーツはいちはやく復興しはじめたし、政府もまた地方における体育、スポーツに関する活動の振興、国体の開催、体協の活動等に対してかなり積極的な指示、援助を行っていた。しかし、1948年には民間の行う社会教育に関してノー・サポート、ノー・コントロールの方針が打ち出され、さらに、それに基づき、翌年には社会教育法が制定されるに至り、スポーツに関する政策は社会教育政策の一環として展開されることになったのである。

② 社会教育法の制定

戦後の我が国において社会教育に関する法令制定への動きは1946年頃からみられる。早くも1946年7月には社

会教育奨励法案が作成された。この法案の要点は「国が『奨励上必要と認める社会教育事業を行ふ団体又は施設に対し、補助金を交付する』(第二条)」⁽⁶⁾というものであった。しかし、これは財政上の問題から陽の目をみることはなかったと言われている。

1947年1月には社会教育連合会内に社会教育法研究会が設置され、そこで作成された社会教育法要綱案は参考意見として文部省に提出された。当時文部省社会教育局においては、社会教育界の要望に基づき、社会教育法案作成に取り組みはじめていた。そして1947年4月に第一案社会教育法が作成され、さらに同年6月、文部省はそれを修正し、第二案社会教育法草案を作成した。この草案においては、社会教育団体を社団・財団法人としての性格をもつもの限定し、憲法89条⁽⁷⁾との関係から、その団体を公の支配に属するものとして補助金を与え、それによって社会教育の振興を図ろうとする意図が示されていた。しかしながら、C.I.E.の指示、提言により単行法として公共図書館法案が作成され、加えて1948年7月には社会教育局通達「地方における社会教育団体の組織について」が出され、社会教育行政組織は社会教育団体に対しノー・サポート、ノー・コントロールの立場を堅持することとし、前者の社会教育に関する役割は情報の提供と公共的会合の費用支出に限定されたのである。ここに至り、文部省の法案作成の基本方針も大転換せざるを得なくなった。これに対して社会教育全国協議会等の反発が起こったが、その方針は変わらず、1948年12月に社会教育法案が作成された。1949年に入り、文部省はその法案に検討を加え、第二条の「社会教育の定義」に「体育及びレクリエーションを含む」という語を付け加えるなどの修正を行った。そして、同年4月30日、それは政府案として第5回国会に提出され、5月22日の衆院本会議において可決され、成立をみたのである⁽⁸⁾。

社会教育法の制定に伴い、文部省設置法が改正され、1949年6月に体育局は廃局となり、学校体育は初等中等教育及び大学學術局において、また、社会体育は社会教育局の運動厚生課において所管されることになった。

スポーツに関する政策は社会教育政策の一環として展開されることになり、社会教育法の第十二条並びに第十三条の規定によりスポーツ関係団体に対する補助金交付は禁止された。だが、それにもかかわらず、文部省はスポーツ関係団体の活動に関して財政援助を行い続けた。つまり、国際試合選手派遣費については選手個人に対して財政援助を行い、また国体開催補助費については、1953年頃までは文部省委託費として体協に収められ、そ

れ以後は開催府県を対象に補助を行う形がとられたのである⁹⁾。

社会教育法制定以後の社会体育関係予算をみると、1950年度では対一般会計予算比約0.0000158%の10,261,000円(前年度比約76%の増加)となっており、そのうち8百万円が国体開催補助費であり、他は保健体育審議会、社会体育実態調査、市町村体育指導者及びレクリエーション指導者講習会、戸田漕艇場維持等に関するものであった。また、この他、この年には1951年3月の第1回アジア大会選手団派遣補助金として1千万円が交付されている¹⁰⁾。1951年度では社会体育関係予算は対一般会計予算比約0.000021%の16,520,000円(前年度比約61%の増加)になり、このうち855万円が国体開催補助費、452万円が第6回冬季オリンピック大会(於オスロ)選手派遣補助費、250万円が国際庭球試合選手派遣補助費であった。また、1952年度には国体開催補助費8,075,000円、全国青年大会開催補助費2,463,570円、全国レクリエーション大会開催補助費90万円、国際庭球試合選手派遣補助費200万円、さらに第15回ヘルシンキ・オリンピック大会選手派遣補助費1,500万円などが交付されている。

1952年に開催されたオリンピック大会選手派遣補助費については、政府は当初消極的な態度を示していたが、1947年に発足したスポーツ議員連盟¹¹⁾の周旋によって創設されたスポーツ振興会議¹²⁾並びに体協やオリンピック種目競技団体の代表等が1951年11月16日に衆議院第二議員会館で懇談会を開き、天野貞祐文相、東体協会長等の出席のもとに、水泳、陸上競技を中心に精鋭を送ることを決議するとともに、翌17日にはスポーツ議員連盟の川崎秀二、スポーツ振興会議長の星島二郎が官房長官に最低118名の選手派遣に対する補助を要請したことに応じて、官房長官は世論を尊重し、希望に添いたいと答えた¹³⁾。このような体協、スポーツ振興会議、スポーツ議員連盟等の働きかけが功を奏し、前述したようにオリンピック大会選手派遣補助金が交付されることになったのである。

社会教育法制定以後、スポーツ関係団体に対する財政援助は禁止されることになったが、既に述べたように、国際競技大会選手派遣については我が国の国際復帰への熱望やスポーツ関係団体の強い要望もあって、財政援助が行われており、また、国体等の大会開催に要する経費についても補助が与えられていたのである。しかしながら、地方レベルにおいてはスポーツに関する政策は社会教育政策の一環として展開されはじめたため、スポーツに関する活動というよりも、多様なレクリエーション

な活動が奨励されていたのであり、スポーツの振興に関する財政支出は微々たるものであった。

1953年度以後の社会体育関係予算についてみると、1953年度では国体開催補助費6,729,000円(体協委託)、全国青年大会運営補助費2,125,000円(東京都)、第7回全国レクリエーション大会運営補助費712,000円(日本レクリエーション協会委託)、国際庭球試合選手派遣補助費150万円(3名)などがみられるが、他については明らかにされていない。また、1954～1956年度については表2の通りである¹⁴⁾。

表2 社会体育関係費(1954～1956年度)

項目	年 度		
	1954年度	1955年度	1956年度
体 育	千円	千円	千円
1. 保健体育審議会	61	59	59
2. 社会体育並びにレクリエーション指導者手引書作成	391	346	346
3. 運動能力調査	579	531	531
4. 国民体育館維持運営	1,395	1,366	1,636
5. 戸田漕艇場	81	80	80
6. 国民体育大会	7,830	5,300	7,000
7. アジア大会選手派遣	10,000	—	—
8. 社会体育・レクリエーション指導者講習会	219	206	206
9. 国際庭球試合	1,500	1,500	5,500
10. 第16回オリンピック大会選手派遣	—	—	20,000
11. 国立競技場建設準備 社会教育特別助成	—	—	15,000
12. 青少年教育キャンプ	—	17,630	11,233
13. 全国レクリエーション大会	—	474	474
14. 全国青年大会	—	1,700	1,700
15. グライダ―指導者講習	—	2,921	1,000
16. 青少年キャンプ指導者講習	—	351	—
17. 第4回学生スポーツ週間競技大会選手派遣補助	—	3,000	—
18. 西ドイツスポーツ少年団全国大会視察団派遣費補助	—	1,000	—
19. 青少年体育指導者大会補助	—	200	—
20. マナスル登山隊派遣費補助	—	5,000	—

※1954年度の大会補助費については明らかではない。

表2に示されたものの他に、1954年にはレスリング・フリースタイル世界選手権大会開催補助金450万円が東京都に交付されているし¹⁵⁾、1955年には第7回冬季オリ

ンピック大会選手派遣費補助金 425万円が選手団長に交付されている。また、青少年のキャンプ活動等に役立たせるために青少年教育施設整備に対しても会津若松市他に 5,062,000円の補助金が交付されている¹⁰⁸。1956年には第23回世界卓球選手権大会開催補助金 250万円¹⁰⁹、青少年野外活動施設整備補助金 2,933,000円が交付されている¹¹⁰。

表2をみてもわかるように、スポーツに関する財政は大部分競技大会参加あるいは開催のための補助金交付である。この時期においてはスポーツに関する施設整備のための資金は予算化されておらず、また地方レベルでのスポーツの振興のための財政は貧弱であった。前述したように、当時は多様なレクリエーションとしての活動の振興が図られており、特に1955年度から近年高まりつつあった青少年の不良化の問題に関する対策として青少年の野外活動奨励が取り上げられ、それを助成するために社会教育特別助成費が予算化された。そして、青少年野外活動施設整備について補助金が交付され、青少年教育キャンプ等が1県当り約38万円の補助でもって行われるとともに、青少年野外活動に関する講習会が開講されるなど、野外活動の振興には目ざましいものがあった。

しかしながら、そのような野外活動の振興が図られる一方、他方では国際競技会を中心にスポーツに関する政策に変化の兆しが現われはじめていた。すなわち、1951年9月8日に平和条約が締結され（1952年4月28日発効）、我が国は完全な独立国となり、C. I. E.の監督を離れて我が国独自の体育・スポーツに関する政策を打ち出そうとしていたのである¹¹¹。保健体育審議会はかねてから「独立後の我が国の体育・レクリエーションの振興方策」について諮問を受けていたが、1953年6月24日、「独立後におけるわが国保健体育レクリエーション並びに学校給食の振興方策に関する答申」を提出した。ここでは、保健、体育・レクリエーションに関する総合的行政機構の整備・充実が促されており、さらに「4.社会体育」の項において現行の社会体育に関連した法令の不備が指摘されるとともに、指導方針、振興審議会の設置、施設整備、団体の育成、調査・研究の実施等の事項に関する法令の制定について要請されたのである¹¹²。また、国際競技会に関しては1952年7月に1958年の第3回アジア大会が東京で開催されることに決定し、次いで1953年3月には衆議院において第17回オリンピック大会東京招致が決議され、その準備・対策のために1956年には国立競技場が建設されることになった。これに加えて、1956年の第16回メルボルン・オリンピック大会選手派遣費補助金2千万円が交付されるとともに、「オリンピック後

援特別競輪」を開催し、その収益金を派遣費にあてることが承認された¹¹³。オリンピック選手派遣費ねん入のために実施された特別競輪における旅行者収益金額は65,673,929円となり、これをすべてきよ出すことになったが、さらに社団法人自転車振興会連合会並びに全国競輪施設者協会からも助成金が出されることになり、助成金総額78,655,874円がオリンピック後援会会長藤山愛一郎氏に贈呈されたのである¹¹⁴。

このような独立後の体育・スポーツ政策確立への動き及び国際競技会に関する財政援助の問題にからんで社会教育法の一部が改正され、それに続いて体育局が復活し、スポーツに関して新たな財政政策が打ち出されるようになるのである。次項ではそれについて述べてみよう。

(2) 社会教育法の一部改正と体育局の復活

前項で述べたように、1949年の社会教育法の制定以後、スポーツに関する政策は社会教育政策の一環として打ち出されるようになり、同法に盛り込まれたノー・サポート、ノー・コントロールの原則に基づいて政府はスポーツの振興に関する積極的な財政措置を講ずることはなかった。

しかし、1951年9月の平和条約締結以後、徐々にスポーツに関して新たな政策が模索されはじめた。そして、その後、オリンピック大会東京招致、1958年の第3回アジア大会東京開催の決定等に関連して1957年には社会教育法第十三条に例外措置が設けられ、体協等のスポーツの団体に対する補助金交付が可能ならしめられた。さらに、その1年後には体育局が復活し、体育・スポーツに関する行政の一元化が図られたのである。これによってスポーツに関して新たな財政措置が講じられ、組織の強化、施設整備や地方レベルのスポーツに関する活動の振興のための施策が展開されるようになるのである。

① 社会教育法第十三条における例外措置の制定

社会教育法制定以後のスポーツに関する財政は国体開催及び国際競技会選手派遣に対する補助金とその大部分を占めていた。そして、第3回アジア大会東京開催及びオリンピック大会東京招致が決定されるに至り、そのような方針はさらに強化されつつあったが、それと同時に我が国におけるスポーツ振興のための方策に関しても論議されるようになったのである。

このような時機に、柳田秀一代議士の助言もあって、体協は1955年7月23日に「スポーツ振興に関する意見書¹¹⁵」を各政党に提出した。さらに、その後、体協はスポーツ振興、スポーツ局設置の2案件に関した「スポー

「スポーツ振興要望書」なるものを政府に提出した。これは、スポーツ振興法（特に体育・スポーツの奨励、施設整備の方策について）の立法化、スポーツに関する行政機関の創設、スポーツ関係団体に対する補助金交付の認可について要望したものであった²⁴⁾。

かかる体協の働きかけ及び政府関係者やスポーツ関係議員の支持により、1957年度予算にスポーツ振興の一環として体育指導委員設置補助費2千万円、体協補助金1千万円が計上されたのである。しかし、体協は社会教育法において定められている社会教育関係団体として認められており、同法第十三条により、国庫補助金は受け入れられないことになっていた。そこで、文部省は法制局とも打ち合わせて体協への補助金を可能ならしめる付則を設ける社会教育法一部改正案を国会に提出した。それと同時に、体協は同法改正案の成立を期し、衆参両院の関係議員に陳情書を送付して了解を求めるとともに、体協首脳部が関係議員を歴訪して同法改正案の通過について懇請した²⁵⁾。

社会教育法の一部を改正する法律案については第26回国会衆議院文教委員会で文部大臣灘尾弘吉並びに社会教育局長福田繁の両氏によってその趣旨説明が行われた。そこでは次のようなことが述べられている。

社会教育活動の範囲は広く、これに関する事業を行う団体も多岐にわたっているものであり、それらのすべてに一律に補助金の支出を禁じることには検討すべき問題が生じてきた。特に、全国的及び国際的な運動競技に関する事業を行う社会教育関係団体、例えば、体協のような団体においては団体の自主的活動のみではその事業遂行が不可能な状態であり、現在、このことが社会体育の振興上大きな問題となっている。従って、上述のような団体の行う全国的及び国際的事业と、それに関する必要経費とについて、当分の間、社会教育法第十三条の適用を緩和し、これらの団体が事業を円滑に遂行できるようにしたい²⁶⁾。

この改正法案は憲法第八十九条との関連において論議されたが、結局、1957年4月12日の衆議院文教委員会で原案通り可決された。また参議院文教委員会では、同改正法案は社会体育振興の問題との関連において論議され、1. 体育行政機構の整備、拡充、2. 国体の地方持ち廻り制、3. 第3回アジア大会開催を成功裡に終えるために必要な措置を講ずること、4. オリンピック大会東京招致について決議されるとともに、4月26日に原案通り可決された²⁷⁾。そして、本会議審議を経、5月2日に社会教育法一部改正法が成立するのである。

これによって1957年度から体協等のスポーツの組織に

対する補助金交付が認められることになった。1957年度の社会体育関係予算には表3に示されるようなものがあった²⁸⁾。表における○印は1957年度新規事業を示している。

スポーツに関する予算についてみると、体協補助金1千万円、第3回アジア大会開催及びオリンピック大会東京招致準備・対策のために建設される国立競技場建設費1,276,768,000円が予算に組み入れられた他、地方レベルでのスポーツの振興の一環として指導者組織の確立のために体育指導委員設置補助費2千万円が予算化されている。

表3 1957年度社会体育関係費

体 育	千円
1. 保 健 体 育 審 議 会	95
2. 社会体育並びにレクリエーション指導手引書作成	346
3. 運 動 能 力 調 査	535
4. 国 民 体 育 館 維 持 運 営	1,483
5. 戸 田 漕 艇 場	80
6. 国 民 体 育 大 会	7,000
7. 社会体育レクリエーション指導者講習	212
8. 国 際 庭 球 試 合	1,500
9. 国 立 競 技 場 建 設	1,276,768
10. 体 協 補 助	10,000
11. 体 育 指 導 委 員 設 置 補 助	20,000
12. 国 民 体 育 館 修 理	1,290
13. 第5回国際学生週間競技大会選手派遣費補助	3,000
社会教育特別助成	
14. 青 少 年 教 育 キ ャ ン プ	7,517
15. 全 国 レ ク リ エ ー シ ョ ン 大 会	600
16. 全 国 青 年 大 会	1,700
17. グ ラ イ ダ ー 指 導 者 講 習	1,243
18. 青 少 年 野 外 活 動 施 設	2,871

これまで地方レベルでのスポーツの振興に関する財政はなおざりにされてきたが、ここによりやく地方レベルのスポーツの振興に関して財政が支出されるようになった。この背景には、スポーツ関係団体のスポーツ振興に関する運動ないしは要望、あるいはそれに対するスポーツ議員連盟並びに文部省関係者等の支持もさることながら、一般には第3回アジア大会東京開催、オリンピック大会東京招致に関連して政治の組織内でスポーツの振興

に対する関心が高まりつつあったことが挙げられよう。このことは1957年2月に内閣の諮問機関として設置されたスポーツ振興会議においてオリンピック大会東京招致対策とともにスポーツ振興に関する条件整備、国体開催方針などについても審議されていたこと、あるいはまた、第3回アジア大会東京開催の成功とオリンピック大会東京招致の実現という目的を背後に控えて提出された社会教育法一部改正案の審議の際にスポーツの振興について論議されたことなどから指摘されるだろう。

前述のスポーツ振興審議会の存続期間は1958年3月までであったが、同審議会は1957年6月14日に「スポーツの国民一般に対する普及振興ならびにスポーツの国際交歓を促進するための根本方策について」の第1次答申を提出した。この答申は、スポーツに関する行政機構の整備・拡充、国体開催方針、国民体育デーの設定、オリンピック大会東京招致のための方策並びに国際競技大会に対する財政援助等に関するものであった⁸⁹。さらに、同年10月1日には第2次答申が提出された。これは、スポーツに関する指導者の養成、施設の整備、スポーツ・レクリエーション等に関する研究の助成について提案したものであった。それによると、国民の体育・スポーツに関する活動を促進するために、また、競技会において優秀な成績をあげるために体育・スポーツに関する指導者を育成し、スポーツ・レクリエーションに関する研究を強化する必要があることが指摘されるとともに、施設については、国民が日常自由に利用できるような小規模の施設を各地に数多く建設する必要があるとし、それに対する国庫補助金の交付等について提案されている⁹⁰。スポーツ振興審議会の答申は表面的には国民のスポーツに関する活動を振興させるための施策を打ち出すことが主要な目的であるかのような印象を与えているが、答申作成に関与した川本が述べているように⁹¹、前後の事情をみると、実際には同審議会の答申はオリンピック大会東京招致のための積極的な準備措置を講ずることと国体を存続させることが主要な目的であって、国民のスポーツに関する活動のための条件整備の提示は付随的なものであったようである。

これまで述べてきたように国際競技会に関連して一般の人々のスポーツに関する活動の振興及び施設の整備、また、スポーツに関する行政機構の整備・拡充がうたわれるようになったのであるが、これらの諸提案は、1958年5月の体育局の復活以後、徐々に実現への道を歩むようになる。

② 体育局の復活

1949年に体育局が廃局となって以来、その復活は関

係者の大きな願望となっていたが、独立後の我が国の体育・スポーツの振興方策、さらには第3回アジア大会東京開催及びオリンピック大会東京招致の決定と相まって体育局の復活に関する論議が高まってくるのである。

1953年3月には保健体育審議会の「独立後におけるわが国体育レクリエーション並びに学校給食の振興方策に関する答申」において体育行政機構の整備・充実の必要性が指摘された。また、1955年には、体育局復活の件が保健体育審議会の中心議題とされ、そのために同年4月に「体育行政特別委員会」が設置され、それについて検討されるようになった。そして、この頃になると、第3回アジア大会東京開催、オリンピック大会東京招致と関連して国民のスポーツに関する活動の振興方策について論議されはじめ、1955年8月には厚生省から「スポーツ局新設」の構想が発表され、その後1957年にはスポーツ振興審議会によって体育・スポーツ行政の整備・拡充の必要性が再確認されるなど、体育・スポーツ行政機構の整備充実が政府内でもかなり重要な問題として取り上げられるようになった。こうした状況のうちに、1958年5月1日、体育局が復活するのであるが、この体育局の復活とともにスポーツに関する財政についても徐々に新たな局面が切り開かれるようになる。以下でそれについて述べていきたい。

1958年度の社会体育関係予算は一般会計予算の約0.00016%にあたる209,828,000円となっており、スポーツに関するものとしてはアジア大会運営補助費6千万円、国立競技場維持・運営費100,489,000円が大きなものであった。また、この年からI.O.C.総会補助費、東京オリンピック準備委員会補助費としてそれぞれ95万円が交付されている。しかしながら、地方レベルのスポーツの振興に関する財政は体育指導委員設置補助費として14,437,000円が予算化されているのみであり、さらに施設整備に至っては何ら財政的措置は講じられていなかった⁹²。このため、1956年現在の地方公共団体の体育施設設置率は都道府県で73.9%、市で56.9%、町で8.9%、村で1.8%であり、県営の体育施設をもたない県が12あり、また市町村では平均約1割(10.7%)しか公共体育施設をもっていない状況であった⁹³。

文部省では、体育局の開局とともに、スポーツの振興のための方策が練られていたが、1959年度においてモデル的にスポーツ・センターを構築する目的で国民体育施設整備費補助金3千万円が、さらに体育振興特別助成費として68,032,000円が予算化された。

前者は「体育館」と「プール」の施設に限定され、しかも体育館、プール、運動広場の3種の施設が至近距離

に配置され、それらが有機的かつ総合的に「スポーツ・センター」として運営されることを前提に前二者のうちのいずれか1つを補助の対象としたものであった⁶⁴⁾。このようにして選定された補助金対象市町村は表4の通りである⁶⁵⁾。

また、体育振興特別助成費のうち、青少年スポーツ活動助成金として4千7百万円が予算に組まれている。これは、スポーツに関する活動の普及・振興もさることながら、主に青少年問題の対策として打ち出された事業を行うためのものであるが、その予算上の事業計画は表5の通りである⁶⁶⁾。

表4 1959年度国民体育施設整備補助

設置者	規模	全工事費	補助内定額	
	坪	円	円	
体 育 館	石川県松任市	458.7	21,208,460	4,071,000
	静岡県磐田市	546.2	25,395,000	4,072,000
	三重県伊勢市	402.0	22,450,000	4,071,000
	大阪府貝塚市	300.0	15,400,000	4,071,000
	兵庫県姫路市	349.7	20,000,000	4,071,000
	熊本県菊池市	438.9	20,189,400	4,071,000
		小計	小計	
		124,642,860	24,427,000	
プ ル	山形県西田市	$50 \times 19 \times 1.5$	6,405,000	898,800
	埼玉県川口市	$50 \times 20 \times 1.4$	13,450,000	1,600,000
	山梨県飯田市	$25 \times 15 \times 0.9$	2,900,000	900,000
	長野県都留市	$50 \times 15 \times 1.2$	6,183,994	1,374,200
	和歌山県那賀市	$25 \times 12 \times 1$	3,469,202	800,000
			小計	小計
		32,408,196	5,573,000	

(文部時報第988号1959年12月所収。但し、若干修正している。)

表5 青少年スポーツ活動特別助成金内訳

事 項	予 算
青少年スポーツ活動指導者養成	5,450,000
青少年スポーツ活動青少年リーダー養成	12,350,000
ユースホステル活動指導者養成	7,200,000
指定市町村青少年スポーツ活動助成	13,800,000
スポーツバス購入費補助	4,000,000
指導資料作成費	800,000
(保 留)	3,400,000
合 計	47,000,000

(文部時報第986号1959年10月所収。但し若干修正している。)

表5にみられるように、この助成金の主たる使途は指導者の養成と市町村における青少年のスポーツに関する活動の振興に向けられていた。

このように、1959年度の予算にはスポーツに関する施設の整備や青少年問題対策の一環として打ち出された青少年のスポーツに関する活動の振興等のための資金が組み入れられるようになったが、他面では、競技力向上のために新たに5百万円が体協に交付されることになり、1964年の第18回オリンピック大会に向けて選手強化の第一歩が示されたのである。

1960年度の体育・スポーツ関係予算についてみると、それは前年度の約2倍の285,865,000円(対一般会計予算比0.00016%)となっているが、増加の大部分は国際競技会参加費補助金と1959年に開催が決定されたオリンピック東京大会関係経費であり、他ではわずかに施設整備費補助金23,500,000円の増額がみられたにすぎない。

表6 体育・スポーツ関係予算⁶⁷⁾

	1959	1960
	千円	千円
国民体育施設費補助金	30,000	53,500
地方スポーツ振興費補助金	13,541	13,135
国 体 補 助 金	10,000	10,000
国際スポーツ大会参加費補助金	8,954	51,354
体 協 等 補 助 金	10,031	14,700
体育振興特別助成費	68,032	57,900
オリンピック東京大会関係経費	(他の項目の中に含まれている)	82,000
そ の 他	751	276
合 計	141,309	282,865

この時期においては、国民のスポーツに関する活動の振興を唱えながらも、実際には1959年に決定した来たる1964年のオリンピック東京大会の準備に力を注ぐようになっており、オリンピック東京大会を中心にあるいはそれを契機にスポーツの振興が図られるようになるのである。

第18回オリンピック大会東京開催は1959年5月26日に決定したが、その5ヶ月後の10月31日にはオリンピック東京大会の準備・対策に関連して保健体育審議会から「スポーツ技術の水準向上」についての答申が提出された。それによれば、「スポーツ技術の水準の向上のためには、国民一般とくに青少年にスポーツを普及し、かつ活発に実施する方策を講ずるとともに、さらに専門的技術をいっそう高めるための施策を積極的に促進する必要

がある⁸⁹。」とされ、国及び地方公共団体のとるべき施策、援助等について提案されている⁹⁰。これに続いて、1960年8月4日には「オリンピック東京大会を契機とする国民の健康・体力の増強のための施策について」の答申がなされ、「体育振興総合計画要綱」が⁹¹提出された。

以上のように、スポーツに関する政策はオリンピック東京大会との関連において考えられるようになるのであるが、オリンピック大会東京開催の決定は1961年のスポーツ振興法制定への気運を高めることにもなったのである。

2. スポーツ振興法

1949年頃からスポーツ振興に関する法律の制定を望む声がスポーツ関係者の間にあがっていたが、それから数えて12年後、第18回オリンピック大会東京開催の決定とともにスポーツ振興法制定への気運が高まり、1961年6月8日の第38回国会においてスポーツ振興法が成立するのである。

スポーツ振興法制定の最大の目的は大幅の国庫補助金の途を確立することにあった。スポーツ振興法は、国及び地方公共団体がスポーツの発展に援助すべきであることを謳っているが、中でも、財政援助について国は地方公共団体の設置するスポーツ施設、都道府県が行うスポーツ指導者の養成、指定市町村が行う青少年のスポーツに関する活動の振興のための事業その他に要する経費について補助金を交付することを規定している。これによって、徐々にではあるが、スポーツのテクノロジー（特に施設面）、教育の局面が整えられるようになるのである。

ここでは、スポーツ振興法の成立過程について若干の考察を加えるとともに、それにみられる財政政策について述べていきたい。

(1) スポーツ振興法制定に至るまでの経緯

スポーツに関する法令の制定に対する要望は既に1949年頃にあられていた。すなわち、1949年の社会教育法制定の際に、体育・スポーツ関係者の間では体育、スポーツ、レクリエーションについては社会教育法の規定からはずして単独立法してほしいという要望があり、1951年頃からそれに関して検討が進められていたと言われている⁹²。

その後、我が国の独立とともに独立後の体育・スポーツに関する政策について検討されはじめ、1953年には前述の保健体育審議会答申において体育行政機構の整備並

びに体育・レクリエーション振興のための法令の制定が提案されたのである。それと同時に同年3月にはオリンピック大会東京招致が衆院本会議で決議され、次いで1954年には1958年の第3回アジア大会東京開催が決定されるに至り、政府及び議会内でもスポーツに関する認識が徐々に深まりつつあった。また、1955年5月31日の第21回衆議院内閣委員会においてスポーツ行政一元化の問題が取り上げられ⁹³、同年8月27日には川崎秀二厚生大臣からスポーツ局設置の構想が発表された⁹⁴。この川崎構想は撤回されざるを得なかったが、国会で体育局ないしはスポーツ局の設置の問題が取り上げられたこと、及び上述のスポーツ局設置構想が発表されたことに力を得、体協でも「スポーツ振興に関する意見書」を各関係方面に提出した。それに続いて同年9月15日には近畿2府4県体育協会会長会議が、さらに、9月下旬に開催された国体夏季大会の際に集合した各都道府県体育担当課長が体育局ないしはスポーツ局の設置を内容に盛ったスポーツ振興に関する要望書を関係方面に提出した。さらに、体協は上述の「スポーツ振興に関する意見書」より一歩前進した「スポーツ振興要望書」を衆参両院に提出した⁹⁵。そこでは、スポーツ振興に関する法令の制定について提言されている。このような意見書ないしは要望書の提出と相前後して、スポーツの組織、特に体協と政治の組織の間でスポーツ振興法の制定、体育局の復活等について頻りに話し合いがもたれるようになるのである。

その後、1958年3月24日に先に「スポーツの国民一般に対する普及振興ならびにその国際交換を促進するための根本方策について」の答申を提出したスポーツ振興審議会から「スポーツ振興のための必要な立法措置について」の要望書が岸信介首相に提出された。また、同年12月18日には保健体育審議会から「スポーツ振興のための必要な立法措置およびその内容について」の答申が提出され、スポーツの振興に関する国及び地方公共団体の任務、スポーツ施設の整備・充実、スポーツ団体の育成、指導者の養成、スポーツ科学研究機関の設置などを内容に盛り込んだスポーツ振興法の制定が要望された⁹⁶。

このような要望あるいは答申を受け、文部省としても、体育局を中心にスポーツ振興法案作成に着手しはじめ、第31回国会に提出しようとしてその準備を進めていた。このことが1958年10月の国体の際に開かれた体協支部長会議でも話題になり、同年11月には全国都道府県体育主管課長会議でスポーツ振興法案の立法化を促進するための方針が協議され、11月29日に各都道府県体育関係者及び各競技団体関係者が体協本部に参集して「スポー

「スポーツ振興法制定促進全国期成会」を発足させた⁶⁴。同会会長には大浜信泉早大総長が選出され、事務所は体協本部に置かれた。そして、同会はスポーツ振興法制定に関する要望書を衆参両院に発送したのである⁶⁵。

しかしながら、文部省は第31回国会に向けて内閣提出法案の目的でスポーツ振興法案作成作業を進め、一応の成案を得るに至ったのであるが、他の法案、特に社会教育法一部改正案との関係⁶⁶、さらには、スポーツ振興法制定の最大の眼目は大幅の国庫補助金の方途を確立することにあり、そのためにはまず十分な予算確保の見通しがつかなければ、同法案を内閣提出法案として国会に提出するわけにはいかないことなどの事情のために、1959年度及び1960年度もともに法案提出にまでこぎつけることはできなかったと言われている⁶⁷。

ところが、オリンピック東京大会の開催を3年後に控え、選手強化に本腰を入れ、施設整備等の諸準備が本格化はじめる時期を迎え、オリンピック大会東京招致によって生じたスポーツに関する意識の高まりを背景に一気にスポーツ振興法制定への気運が高まった。そして、地方議会やスポーツ関係団体が相次いでスポーツ振興法制定に関する陳情を国会に対して行うようになり、ここに至って、スポーツ議員連盟を中心として結成された超党派の「スポーツ振興国会議員懇談会」において議員立法としてスポーツ振興法制定を実現すべきことが決議されたのである。

かくして、1961年5月17日の第38回国会衆議院文教委員会にスポーツ振興法案起草案⁶⁸が提出された。同起草案の趣旨については次のように述べられている。

昭和39年には国民多年の宿願であったオリンピック大会日本開催が実現することとなり、この未曾有の国際行事を円滑に実施し、りっぱな成績をあげるには国民各階層の協力が必要であるが、何よりも大切なことは、この大会開催を契機に国民一般、特に青少年の間にスポーツを普及させ、その健康と体力の飛躍の向上に資するとともに、わが国スポーツの技術を国際的により高い水準に向上させ、国民スポーツの振興に寄与することである。従って、この機会に、スポーツ振興に関する基本的施策を明らかにし、スポーツの抜本的振興をはかり、もって、国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的としてスポーツ振興法を制定する必要があると判断した⁶⁹。

衆議院文教委員会での同起草案審議は5、6分で終えられ、直ちに成案となり、スポーツ振興法案は浜野清吾衆議院文教委員長提案の形で翌18日の本会議に提出された。スポーツ振興法案は本会議でも全員一致で可決さ

れ、参院に送付された。それは6月6日の参議院文教委員会審議を経、同8日の本会議で可決され、スポーツ振興法が誕生するに至ったのである。

(2) スポーツ振興法にみられる財政政策

前項ではスポーツ振興法の制定に至るまでの経緯について述べたが、ここではスポーツ振興法の趣旨について述べるとともに、同法制定以後のスポーツに関する財政について論じることとする。

① スポーツ振興法の趣旨

先に述べたように、スポーツ振興法の最大の目的はスポーツの振興に関する基本的施策を示すこと、中でも国の大幅の補助金交付の途を確立することにあった。それ故、スポーツ振興法では国民の権利や義務と離れて、すなわち、国民の権利を束縛したり、義務を強制したりする規定や罰則はなく、単にスポーツ振興に関する国及び地方公共団体の施策の基本を明示するにとどめられている。

同法は、第一章「総則」（目的、定義、施策の方針、計画の策定）、第二章「スポーツ振興のための措置」（スポーツの日、国民体育大会、スポーツ関係行事の実施及び奨励、青少年スポーツの振興、職場スポーツの振興、野外活動の普及奨励、指導者の充実、施設の整備、学校施設の利用、スポーツの水準向上のための措置、顕彰、スポーツ事故の防止、科学的研究の促進）、第三章「スポーツ振興会議及び体育指導委員」、第四章「国の補助等」から構成されている。

第一章「総則」では、スポーツを広義にとらえ、営利のためのスポーツ、すなわちプロ・スポーツを除く、運動競技及び身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含む。）であって、心身の健全な発達のためになされるものと規定し、本法は国民の心身の発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与するため、スポーツの振興に関する国及び地方公共団体の施策の基本を明らかにすることを目的とするとしている。そして、その施策を進める場合、民間の自主的運動を尊重しつつ、国民すべてがスポーツ活動を行えるよう環境条件の整備を国及び公共団体は図ることを旨とすべきことを示している。またスポーツ振興に関する基本計画策定の際の保健体育審議会、スポーツ振興審議会の意見具申についても述べられている。

第二章「スポーツの振興のための措置」では、従来の施策の実績を踏まえ、当面の国民のスポーツ活動振興のための効果的方策とみられる重点事項を示しているが、

その中でも運動能力テスト、スポーツ教室の実施及び奨励は漸新なものである。

第三章「スポーツ振興審議会及び体育指導委員」では、従来設置されていた体育指導委員に対し法的根拠を与えるとともに、スポーツ振興審議会について都道府県では必置、市町村では任意設置とし、その職務はスポーツ振興に関する基本計画策定の際の教育委員会への意見具申、また都道府県では教育委員会と知事の、市町村では教育委員会の諮問に応じてスポーツ振興に関する重要事項について調査・審議して答申することであり、さらに、諮問がなくとも、それについて教育委員会または知事に建議することであるとしている。

第四章「国の補助等」では、国の補助を主としかつ地方公共団体の補助に触れるとともに、補助に関して他の法律との関係についても述べている。「立法の動機から考えてみても、本法において特に強調されているのがこの補助の規定とあってよからう。この規定がなければ、スポーツ振興法が体をなさないといってもよいくらいだ。⁶⁸⁾」と言われているように、スポーツ振興法において最も重要なものがこの第四章「国の補助等」の規定である。

第二十条「国の補助」は4項から成っているが、第一項及び第二項は国の地方公共団体に対する補助を、第三項は国の学校法人に対する学校のスポーツ施設整備補助を、また第四項は国のスポーツ団体に対するスポーツ振興事業補助を規定している。第一項では、地方公共団体の設置する学校の水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設の整備及び一般の利用に供するための体育館、水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設の整備に要する経費の三分の一を国が補助することを定めている。ここでは政令で定めるスポーツ施設とあるが、1962年4月30日政令176号の「スポーツ振興法施行令」によれば、学校の施設については「水泳プール」であり、一般の施設については「体育館、水泳プール及び運動場」とすることが示されている。また、同項は都道府県が行うスポーツの指導者の養成及びその資質の向上のための講習、指定市町村スポーツ活動事業に要する経費の二分の一を国が補助することを定めているが、これについても前掲の政令により、国が補助する場合の経費の範囲は講師等の謝金及び旅費、教材費、通信運搬費その他の当該講習ないしは事業の実施、運営に直接必要な経費とし、その額は文部大臣が定めるとされている。

第二項は第一項と同じく地方公共団体への補助であるが、第一項と違って補助率は定められていない。つまり、これは補助対象となる経費を定めて、予算の都合に

より随時その適当額を補助しようというものである。これには国民体育大会及びその他スポーツの振興のために地方公共団体が行う事業に要する経費が挙げられている。

第三項「私立学校補助」は私立学校のスポーツ施設の整備に要する経費について国が予算の範囲内でその一部を補助するというものであり、第四項「スポーツ団体補助」は、「国は、スポーツの振興のための事業を行なうことを主たる目的とする団体であって当該事業がわが国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。」というものである。ここでいう団体とは、社会教育法第十条の社会教育団体の定義、「法人であると否を問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を主たる目的とする。」という規定と同趣旨に解されている。そして、憲法第八十九条との関係から本法第二十三条で「国又は地方公共団体が第二十条第四項又は前条の規定により団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部大臣が保健体育審議会の、地方公共団体にあっては教育委員会がスポーツ振興審議会の意見をきかなければならない。この意見をきいた場合においては、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十三条の規定による社会教育審議会又は社会教育委員の会議の意見をきくことを要しない。」としている。

第二十一条「他の法律との関係」は、前条において国が地方公共団体等に補助を行う規定を設けたのに対し、それについて既に他の法規定に基づいて国が負担し、または補助する経費もあるため、それについての二重補助を避けるために設けられたものである。

第二十二条「地方公共団体の補助」では、「地方公共団体は、スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体に対し、当該事業に関し必要な経費についてその一部を補助することができる。」ことを定めている。この場合も第二十条第四項の「スポーツ団体補助」の場合と同様に、地方自治法第二百三十条との関係から前述の第二十三条の規定が有効となっているのである。

これまでみてきたように、スポーツ振興法はスポーツの振興に関する国及び地方公共団体の施策の基本を明示することを目的としたものであるが、中でも特に国の補助金の大幅の増額を計ったものである。しかしながら、そこでは「予算の範囲内において」とか、「政令の定めるところにより」とかの制約が設けられている。前者

は、国の助成は負担義務のあるものを除き、相手の要求する限り補助するというものではなく、適当な予算措置を講じておいてその範囲内で賄うことにしないと財政上のめどが立たないという理由によるものである。後者は、前述したように、1962年4月30日の「スポーツ振興法施行令」によってある程度明確にされ、また予算の見通しが立てば、補助対象も漸次拡大されることが期待されているが、第十二条の「国及び地方公共団体は、体育館、水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）が政令で定める基準に達するよう、その整備に努めなければならない。」という規定の中の「政令で定める基準」については放置されている⁶³。ここにスポーツ振興法の施行に関し、大きな欠陥がみられるのである⁶⁴。

スポーツ振興法は従来とそれほど異なる財政的措置を講じているわけではなく、しかもいくつかの欠陥をもっているが、従来行われてきた予算措置に法的根拠を与え、それによってスポーツ関係予算の大幅の増額をはかったものである。実際、同法制定により施設整備を中心にスポーツに関する財政は徐々に増額され、特に1973年以後、コミュニティ・スポーツの振興と相まってその趣旨が生かされるようになる。

② スポーツに関する財政

スポーツ振興法制定以後のスポーツに関する財政についてみると、文部省の体育・スポーツ関係予算（東京オリンピック関係費を除く。）は、スポーツ振興法制定以前の1960年では227,177,000円（対一般会計予算額費約0.000128%）であり、また1961年度では251,643,000円（対一般会計予算額比約0.000119%）で前年度の約10.8%増であったが、スポーツ振興法制定初年度の1962年度では396,813,000円（対一般会計予算額比約0.000154%）になり、前年度の約57.7%増となった。次いで、1963年度には、それは1962年度の約37.4%増の542,623,000円（対一般会計予算額比0.000178%）となり、1964年度には1963年度の約44.1%増の781,843,000円（対一般会計予算額比約0.000233%）となった。そして、1965年度には体育・スポーツ関係予算は1,287,800,000円（対一般会計予算額比約0.000344%）になり、スポーツ振興法案審議の際にスポーツ振興法案に盛り込まれた諸事業を遂行するために必要であるとされていた10億円を初めて越えたのである。これらの年度予算の内訳は表7の通りである⁶⁵。

表7 体育・スポーツ主要経費

(単位 円)

項目	1960	1961	1962	1963	1964	1965
1. 施設整備費	53,500,000	(135.8%) 126,140,000	(39.6%) 176,140,000	(72.2%) 303,340,000	(71.3%) 519,540,000	(59.2%) 827,180,000
2. 地方スポーツ振興費	} 71,035,000	} 72,565,000	52,336,000	54,464,000	60,540,000	68,340,000
3. スポーツ指導者養成費			23,764,000	23,764,000	24,057,000	26,558,000
4. 国体等補助費	10,000,000	10,000,000	13,199,000	27,700,000	31,700,000	36,700,000
5. スポーツ団体補助費	14,700,000	14,700,000	21,013,000	36,254,000	35,254,000	76,300,000
6. 国際スポーツ交歓補助費	51,354,000	6,000,000	32,554,000	21,554,000	73,354,000	38,354,000
7. 国立競技場運営補助費	26,312,000	23,492,000	77,807,000	75,727,000	103,398,000	94,448,000

() 内の%は対前年度費増加率を示している。

表7から特に施設整備費の伸びが著しいことがわかる。もっとも金額それ自体は小さなものであるが、1959年度から施設整備費に対して補助金が交付されるようになったことを思えば、スポーツ振興法制定のために財政的裏づけを示した1961年度及びそれ以後の体育・スポーツ施設整備の増額は大きなものである⁶⁶。また、その交付対象も、1959年度では体育館、プール各5ヶ所ではなかったが、1961年度には体育館17ヶ所、プール43ヶ所になり、次いで1962年度には体育館14ヶ所、プール85ヶ

所になり、さらに運動場建設にも補助金が交付されることになったのである。

次に、国際競技会及び体育・スポーツ関係団体に対する補助金交付の状況についてみると、表8、9のように示される⁶⁷。

国際競技会については、オリンピック東京大会開催準備とも関連して、我が国での開催が増えており、それに対して補助がなされている。また補助対象競技会もかなり多岐に渡っていることがわかる。団体補助についてみ

ても、1962年度から全国中学校体育連盟に、1963年度から全国スポーツ少年大会に関して体協に、1965年度からは財団法人日本武道館に対して補助がなされるなど補助

対象の広がりが見られるとともに、特に体協への補助金増額が目につく。

表8 国際競技会補助費 (1960~1965)

(単位 円)

項目	1960	1961	1962	1963	1964	1965
オリンピック大会選手派遣費補助 (体協)	5,000,000			12,000,000 (冬季)		
国際庭球試合選手団参加費補助 (日本庭球協会)	360,000	677,000	677,000		647,000	276,000
日仏学生柔道交歓事業 (日仏学生柔道協会)	745,000	745,000				
アジア大会選手団派遣費補助 (体協)			30,000,000			
スピードスケート世界選手権大会 開催補助(日本スケート連盟)			10,000,000			
国際学生スポーツ週間参加費補助 (体協)		5,000,000				
日独青少年スポーツ交歓事業費補助 (日独青少年交歓実行委員会)	1,200,000	500,000	1,200,000	500,000	1,000,000	9,000,000
世界男子バドミントン選手権大会 開催費補助(日本バドミントン協会)					5,000,000	
ユニバーシアード大会選手団参加費補助 (体協)				7,000,000		9,900,000
アジアユースフットボール大会 開催費補助(日本蹴球協会)						8,000,000
計	7,305,000	6,922,000	41,877,000	19,500,000	6,647,000	27,176,000

さて、地方スポーツ振興費についてみると、表10の通りである。

地方スポーツ振興費には表10に示されたようなものがあるが、1962年度から「青少年スポーツ・リーダー講習会」に代わって「スポーツ教室」に対し補助金が交付されるようになった以外には、スポーツ振興法制定以後についても大きな変化はみられない。

これまで、スポーツ振興法制定以後のスポーツに関する財政について考察してきたが、スポーツ振興法制定以後、それは施設整備費を中心に増加してきている。スポーツ関係団体及び国際競技会補助については、補助金の増額とともに、補助対象が広げられつつあるが、他方、地方レベルのスポーツの振興費については従来とほぼ同じようなものでしかない。この時期においてはオリンピック東京大会の準備、運営に力が注がれていたためであり、スポーツ振興法に謳われた事柄が実現されはじめるのは東京オリンピック以後のことのようである。

結 語

今回は社会教育法及びスポーツ振興法の制定を中心に我が国のスポーツに関する財政政策について考察したが、その結果次のようなことが明らかになった。

社会教育法第十三条の改正やスポーツ振興法の制定には体協、スポーツ議員連盟、文部省の3者の協力が重要な1つの原動力になったのであり、その背後には第3回アジア大会東京開催、オリンピック大会東京招致あるいは開催の決定という状況があった。社会教育法の一部改正はスポーツの組織に対する補助金交付を可能ならしめ、それに続いて、体育局の復活とともに、施設整備に対する補助金が予算化され、地方レベルのスポーツの振興のための資金が徐々に増額されはじめるなど、一般の人々のスポーツに関する活動の振興についても目が向けられるようになった。さらに、スポーツ振興法が成立するに至り、我が国のスポーツに関する財政政策の基礎が

表9 体育・スポーツ関係団体補助費(1960~1965)

(単位 円)

項目	1960	1961	1962	1963	1964	1965
1. 体協運営費補助	14,700,000	14,700,000	14,259,000	18,000,000	19,400,000	27,000,000
2. 全国高校体育大会開催費補助 (高体連)	4,000,000	4,000,000	5,000,000	5,000,000	10,000,000	10,800,000
3. 全国中学校選抜水泳大会開催費補助 (中体連)			300,000	500,000	500,000	450,000
4. 日本武道館運営費補助 (財・日本武道館)						27,000,000
5. 全国スポーツ少年大会開催費補助 (体協)				5,000,000	9,000,000	8,100,000
6. 全国体指協議大会開催費補助 (全国体指協議会)			500,000	954,000 (体育関係 研究団体 補助)	500,000	
7. 全国体育施設研究会開催費補助 (日本体育施設連盟)					100,000	

表10 地方スポーツ振興費(1960~1965)

(単位 円)

項目	1960	1961	1962	1963	1964	1965
1. 体育指導者研修費等補助 (46都道府県)	13,109,000	13,135,000	13,062,000	13,073,000	13,033,000	13,044,000
2. 青少年スポーツ活動指導者 講習会費補助	3,450,000 (45都道府県)	3,450,000 (45 〃)	6,797,000 (45 〃)	6,797,000 (46 〃)	14,087,000 [※] (46 〃)	15,922,000 [※] (46 〃)
3. 青少年スポーツ活動少年リ ーダー講習会費補助	3,943,000 (45都道府県)	6,693,000 (44 〃)				
4. 指定市町村青少年スポーツ 活動助成	15,299,000 (128市区町村)	15,300,000 (131市町村)	15,300,000 (125 〃)	15,299,000 (131 〃)	15,300,000 (130 〃)	15,328,000 (122 〃)
5. 巡回スポーツ車購入費補助	3,500,000 (2県3市町)	3,000,000 (5市町村)	3,000,000 (1県5市町村)	3,000,000 (市町村6台)	3,000,000 (6市町村)	2,530,000 (5 〃)
6. スポーツ教室運営費補助			15,617,000 (364市町村 400教室)	17,179,000 (46都道府県)	18,110,000 (465市町村 512教室)	16,187,000 (414市町村 462教室)

※ この金額はキャンプ活動費及びユースホステル活動指導者講習会費補助金等を含んでいる。

形づくられたのである。これによってスポーツの組織の強化、拡大はもとより、教育、テクノロジーの局面が整えられることが期待されたが、それは2次的なものであって、この時期では来たる1964年開催のオリンピック東京大会の準備・対策が重要な目的であった。しかしながら、オリンピック大会東京招致によってスポーツに関する意識が高まり、一般の人々のスポーツに関する活動の振興やそのための施設整備に関する資金が増額されるようになったのも事実である。

これまでみてきたように、本論文において提示された問題のうち、①我が国ではオリンピック大会東京招致及

びその開催に関連してスポーツの振興に関する財政政策が立てられるようになり、②それには体協、スポーツ議員連盟並びに文部省の3者間での相互作用が重要な原動力になったのであり、③オリンピック大会東京開催の決定はスポーツ振興法の成立を促した、ことを示し得たように思う。また、本研究での仮説についてもその妥当性を示すことができたように思われる。残された問題については、後日、改めて明らかにしたいと考えている。

(註)

- (1) 中山正吉『スポーツに及ぼす財政政策の影響に関する研究』修士論文筑波大学所収 1980.
- (2) 竹之下休蔵『体育五十年』時事通信社 1950.
- (3) スポーツ議員連盟『スポーツ議連二十五年史』スポーツ振興議員懇談会 P.24, 1971.
- (4) 碓井正久編著『社会教育』東大出版会 pp.588～589, 1980.
- (5) 日本体育協会『日本体育協会五十年史』pp.539～542, 1963.
- (6) 前掲書(4) P.102.
- (7) 憲法八十九条では、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」ことが規定されている。
- (8) 以上の論述は主として藤田秀雄「社会教育法の制定」(前掲書(4)所収)に従っている。
- (9) 開催府県を対象として補助を行う形をとった場合でも、国体の主たる運営者である体協に開催府県から国庫補助金が委託されていたようである。
- (10) これは前述の1950年度社会体育関係費の中には含まれておらず、特別補助金として扱われていたようである。
- (11) スポーツ議員連盟は先ずスポーツ振興会議の結成、体協の復活、オリンピック及び国際競技連盟への復帰要請ということを目玉に活動していた。
- (12) スポーツ振興会議は、体育局の廃局を機縁にスポーツ議員連盟、体協及び学生野球、体育・レクリエーション関係団体の人々が参集し、1949年5月26日に発足した。体協からは東龍太郎氏が副議長に推された他、委員、常任委員などに41名の人々が選出された。前掲書(3) P.6., 前掲書(5) P.200.
- (13) 前掲書(3) P.7.
- (14) 文部省社会教育局『社会教育10年の歩み』P.340及びP.342, 1959. 但し若干手を加えている。また、○印はその年度において初めて予算化されたものである。
- (15) 文部省『文部省年報』第82年報 P.114, 1956.
- (16) 文部省『文部省年報』第83年報 P.127, 1957.
- (17) 文部省『文部省年報』第84年報 P.127, 1958.
- (18) 前掲書(4) P.342.
- (19) 例えば、1952年には文部省設置法が改正され、教育行政の一元化が図られるとともに、社会体育所管の運動厚生課は体育課に改正されたのである。しかしながら、最初の2、3年間は重要な問題については
- C.I.E.の方針に従うことを余儀なくされていた。
- (20) 文部省『文部省年報』第81年報 P.81, 1955.
- (21) 昭和30年、体協並びにオリンピック後援会はメルボルン・オリンピック大会選手派遣に要する経費を競輪の援助により充当した旨の請願書を衆参両院に提出した。参院はこれを受理し、同本会議で採択した。それと同時に、体協並びにオリンピック後援会は主管庁である通産省をはじめ、各競輪団体あてに同様の趣旨の申請書を提出し、その実現をはかった。これは1955年11月の閣議において決定され、通産省省議を経、競輪審議会において了承されたのである。ところが、これに対し、ラグビー協会はアマチュアを盾にとり、強い反対の声をあげた。そして、それが受け入れられないところとなり、ラグビー協会は1956年6月に体協を脱退するという事件が起こった。しかし、文部省、体協共催の国体にラグビー連盟加盟のクラブ・チームは参加できないことに対して地方連盟の不満が続出し、1年後にラグビー連盟は体協に復帰するのである。前掲書(5) P.222., 関春南「戦後日本のスポーツ政策」民主スポーツ第2巻I号 P.33, 1973.2.
- (22) 日本体育協会『体協時報』58号 P.22, 1957.1.
- (23) この意見書は、スポーツ振興に関する基本方針を確立すること、スポーツ局(仮称)を厚生省に設置すること及び体育・スポーツに関する行政の一元化、国際級の国立競技場の建設、国体開催補助費の増額、各都道府県に競技場を建設すること並びに市町村にスポーツ広場を建設することなどを内容としたものであった。日本体育協会『体協時報』第43号 P.460, 1955.7.
- (24) 日本体育協会『体協時報』第46号 P.520, 1955.11.
- (25) 同書
- (26) 第26回衆議院文教委員会会議録第6号
- (27) 第26回参議院文教委員会会議録第24号
- (28) 前掲書(4) P.340, P.342.
- (29) 日本体育協会『体協時報』第63号 pp.2～4, 1957.7.
- (30) 日本体育協会『体協時報』第66号 P.15, 1957.11.
- (31) 体育社会学研究会編『スポーツ政策論』体育社会学研究7 道と書院 P.112, 1978.
- (32) 1958年までは文部省で施設について補助がなされたものは青少年の野外活動のための施設が唯一のものであった。ただ、建設省では、公園建設以外に国体開催府県に対して施設整備について補助がなされた

ことがある。例えば、1951年1千万円（広島県）、1952年1千万円（宮城県）、1953年1,350万円（四国4県）、1954年1,219万円（北海道）などがある。文部省『文部時報』第980号 P.59, 1959.4.

(33) 同書

(34) すなわち、体育館あるいはプールのうちのいずれか1つを新設するならば、他の2つの施設と相まって「スポーツ・センター」の構想が実現されることを前提として補助金交付の対象が選定されたのである。文部省『文部時報』第988号 P.74, 1959.12.

(35) 文部省『文部時報』第988号 P.75, 1959.12. 但し若干手を加えている。

(36) 文部省『文部時報』第986号 P.59, 1959.10. 但し、ユースホステル活動指導者養成についてはスポーツに関するものとして扱うことはできない。

(37) 財政調査会『国の予算』同友書房 昭和34年度版 P.446, 1959., 昭和35年度版 P.446, 1960. 但し、この表には国立競技場維持・運営費補助金は含まれていない。ちなみに、昭和34年度版及び昭和35年度版の『文部省年報』によれば、それは1959年度32,579,000円 1960年度26,312,000円であった。また、1959年度予算額は1958年度のそれを大きく下回っているが、1958年にはアジア大会が東京で開催され、その運営費補助金及び国立競技場運営費に約2億円が支出されたことによるものである。

(38) 文部省『文部時報』第989号 P.72, 1960.1.

(39) それは、1. 科学的研究の促進 2. 青少年に対するスポーツ指導の充実 3. 指導者の資質の向上 4. 専門的技術の向上 5. 国際交流の促進等に関するものであった。前掲書(38) pp.72~73.

(40) 「体育振興総合計画要綱」は、オリンピック東京大会の開催を契機として国民の健康・体力の向上を図ることはオリンピック本来の意義に照らしても大会の円滑な実施と同様に重要なことであり、両者があいまって初めて大会の完全実施が期しえるとし、そのための方策を示している。それは、I 学校体育および社会体育の充実 II 学校における保健管理の充実と学校安全の強化 III 学校給食の普及と充実 IV 国立総合研究所の設置等に関するものであった。文部省『文部省年報』第88年報 pp.206~209, 1962.

(41) 文部省『文部時報』第1007号 P.27, 1961.7.

(42) 田原春次氏（社会党右派）がスポーツ行政一元化問題を取り上げ、プロ、アマを含めたスポーツに関する行政担当部局を厚生省に設置せよと発言したのに

対し、川崎厚生大臣は、世論がそれを支持するなら、それを実現させたいと答えたのである。日本体育協会『体協時報』第42号 P.451, 1955.7.

(43) この川崎構想に対しては、構想の中で示された「体格検査」は徴兵検査に代わるものであるとされ、各方面から反撃の火の手があがり、さらに文部省も反対の意を表明したことによって、川崎構想は撤回を余儀なくされるのである。日本体育協会『体協時報』第45号 P.499, 1955.10.

(44) 日本体育協会『体協時報』第46号 P.520, 1955.11.

(45) 文部省『文部省年報』第86年報 pp.216~217, 1960.

(46) 日本体育協会『体協時報』第78号 P.3, 1958.12.

(47) 前掲書(46), P.5.

(48) 1957年に社会教育法第十三条に付則が設けられ、例外措置として体協等のスポーツの全国的組織に限って補助金交付が認められていたが、社会教育政策上の問題から、第十三条そのものを削除する改正案が国会に提出され、それについて賛否両論がうずまいていた。スポーツ振興法案草案もスポーツ団体に対する補助金交付を内容に盛っていたため、社会教育法第十三条の決着がつかなければ、それを国会に提出するわけにはいかないという事情があったのである。

(49) 文部省『文部時報』第1007号 P.28, 1961.7.

(50) 起草案文は自由民主党、社会党、民社党の3党共同提案によるものとされている。

(51) 第38回国会衆議院文教委員会会議録第25号

(52) 金田智成「条解スポーツ振興法(9)」体育科教育第23巻第12号 P.43, 1975.12.

(53) これについては現在でも定められておらず、国及び地方公共団体の財政事情により将来もその可能性は薄いようである。ちなみに、現在では政令基準に代わり、1972年12月に保健体育審議会答申により答申基準として出されている。

(54) 以上の論述については次のものを参考にした。

金田智成「条解スポーツ振興法」(1)~(9) 体育科教育 第23巻4~12号, 1975.4~12., 川口頼好・西田剛『逐条解説スポーツ振興法』柏林書房 1961.

(55) 財政調査会『国の予算』昭和35年度版 同友書房 P.49, 1960. 昭和36年度版 P.444, 1961. 昭和38年度版 P.432, 1963. 昭和39年度版 P.423, 1964. 昭和40年度版 P.427, 1965. 文部省『文部省年報』第88年報 P.114, 1962. 第89年報 P.

106. 1963.

- 66) 但し、1961年度からは学校水泳プール建設に、また1963年度からは公・私立の定時制高校の運動場照明施設の整備に、さらに1965年度からは公立高校の柔剣道場の整備に対する補助金が含まれている。
- 67) 文部省『文部省年報』第88～93年報 1962～1967より抜粋。従って表8、9は交付済額ないしは決算額であり、表7のものとは異なっている。
- 68) 前掲書67より抜粋したものであり、表8、9と同様のものである。
- 69) 例えば、1962年度についてみると、文部省所管のみのオリンピック関係費でさえ17億2,820万円であり、同年度の体育・スポーツ関係費約4億円の4倍を越えるほどであった。